



# 鳥取県公報

平成15年3月31日(月)  
号外第32号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則(11)(管財課).....	1
	職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(12)(職員課).....	5

——— 公布された規則のあらまし ———

### 鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則

- 1 宿舍について公舎及び職員住宅の区分を廃止し、特定宿舍及び一般宿舍の区分を設けることとした。(第2条、第7条関係)
- 2 宿舍に入居できる者から、同居する配偶者等のある者であって住宅に困窮しているもの等を除くこととした。(第5条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
  - (1) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。
  - (3) 鳥取県公有財産事務取扱規則について所要の規定の整備を行うこととした。

### 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 事務吏員をもって充てる職に広報企画員を加えることとした。(別表関係)
- 2 技術吏員をもって充てる職にセンター長及び助教授を加えることとした。(別表関係)
- 3 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第11号

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県宿舍管理規則(昭和57年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「削除条等」という。）を削り、同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宿舍 職員及び主としてその者の収入により生計を維持している者を居住させるため、県が設置した居住用の家屋又は家屋の部分（事務所、駐在所等と一体をなしている居住用の家屋又は家屋の部分を除く。）及びこれらに附帯する工作物その他の施設（これらの用に供する土地を含む。）をいい、<u>特定宿舍及び一般宿舍に区分する。</u></p> <p>(入居資格)</p> <p>第5条 宿舍に入居できる者は、次の各号に掲げる宿舍の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宿舍 職員及び主としてその者の収入により生計を維持している者を居住させるため、県が設置した居住用の家屋又は家屋の部分（事務所、駐在所等と一体をなしている居住用の家屋又は家屋の部分を除く。）及びこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、<u>これらの用に供する土地を含むものとする。</u></p> <p>(3) <u>公舎 職員の職務の遂行上必要な宿舍をいい、特定公舎及び一般公舎に区分する。</u></p> <p>(4) <u>職員住宅 職員の福利の増進上必要な宿舍をいい、一般職員住宅及び独身寮に区分する。</u></p> <p>(入居資格)</p> <p>第5条 宿舍に入居できる者は、次の各号に掲げる宿舍の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1) <u>特定公舎 知事、副知事及び出納長</u></p> <p>(2) <u>一般公舎 次に掲げる者</u></p> <p>ア <u>本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務又はこれと類似の性質を有する勤務に従事するためその勤務する公署に近接する場所に居住しなければならない者</u></p> <p>イ <u>社会福祉施設に勤務する者であって、通常の勤務時間外において、援護、育成又は更生を要する者に対する保護その他の業務に従事するため当該施設に近接する場所に居住しなければならないもの</u></p> <p>ウ <u>試験研究施設に勤務する者であって、継続的に行うことを必要とする試験研究に直接従事するため当該施設に近接する場所に居住しなければならないもの</u></p> <p>エ <u>管理又は監督の地位にある者であって、職責遂行のためその勤務する公署に近接する場所に居住しなければならないもの</u></p>

(1) 特定宿舍 次に掲げる者

ア 知事、副知事及び出納長

イ 本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務又はこれと類似の性質を有する勤務に従事するためその勤務する公署に近接する場所に居住しなければならない者

ウ 社会福祉施設に勤務する者であって、通常の勤務時間外において、援護、育成又は更生を要する者に対する保護その他の業務に従事するため当該施設に近接する場所に居住しなければならないもの

エ 試験研究施設に勤務する者であって、継続的に行うことを必要とする試験研究に直接従事するため当該施設に近接する場所に居住しなければならないもの

(2) 一般宿舍 転任、配置換え、勤務する公署の移転その他これらに類する事由によりその勤務する公署から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされた者

2 知事は、空室その他の宿舍の状況を勘案して適当であると認めるときは、前項各号に規定する者以外の者を宿舍に入居させることができるものとする。

(宿舍の入居者の決定)

第6条 宿舍に入居を希望する者(知事、副知事及び出納長を除く。)は、宿舍入居申込書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2及び3 略

(3) 一般職員住宅 前2号に掲げる職員以外の者であって、次のいずれにも該当するもの及び単身で赴任するものうち第7条第3項第3号に該当するもの

ア 同居する配偶者(婚姻の予約者を含む。以下同じ。)又は主としてその者の収入により生計を維持している者のある者

イ 住宅に困窮している者

(4) 独身寮 独身の者で住宅に困窮しているもの

(一般公舎の入居者の決定)

第6条 転任、配置換、勤務する公署の移転その他これらに類する事由により一般公舎に入居を希望する者は、一般公舎入居申込書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2及び3 略

(職員住宅の入居者の決定)

第7条 知事は、新たに職員を入居させるべき職員住宅があるときは、その旨を職員に周知させるものとする。

2 職員住宅に入居を希望する者は、職員住宅入居申込書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、入居の申込みをした者が入居させるべき職員住宅の戸数を超える場合においては、抽選により入居者を決定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、その者を優先的に入居者として決定することができるものとする。

第7条 削除

(入居期限)

第8条 第6条第3項の規定により宿舍入居決定書の交付を受けた者は、当該決定書に記載された入居指定日から10日以内に宿舍に入居しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、知事の承認を受けて、当該入居期限後に入居することができる。

(明渡し等)

第18条 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居者(その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者。以下同じ。)は、その該当することとなった日から起算して30日以内に当該宿舍を明け渡さなければならない。ただし、第1号から第3号までの規定に該当する場合で、やむを得ない理由があるときは、知事の承認を受けて、知事が指定する期間、引き続き当該宿舍を使用することができる。

(1) 職員でなくなったとき(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者が任期満了により職員でなくなった場合であって、当該任期満了による選挙が当該任期満了の日の翌日後に行われるときにあっては、当該選挙の日の前日が経過したとき)。

(2)~(5) 略

2~4 略

(1) 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮している者

(2) 他の世帯と同居している者であって、住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成の関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にあるもの

(3) 転任、配置換、勤務をする公署の移転その他これらに類する事由によりその勤務をする公署から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされた者

4 前条第3項の規定は、前項の規定により入居者を決定した場合に準用する。

5 知事は、第3項の規定により入居者を決定する場合において、補欠として必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

(入居期限)

第8条 第6条第3項(前条第4項において準用する場合を含む。)の規定により宿舍入居決定書の交付を受けた者は、当該決定書に記載された入居指定日から10日以内に宿舍に入居しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、知事の承認を受けて、当該入居期限後に入居することができる。

(明渡し等)

第18条 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居者(その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者。以下同じ。)は、その該当することとなった日から起算して30日以内に当該宿舍を明け渡さなければならない。ただし、第1号から第3号までの規定に該当する場合で、やむを得ない理由があるときは、知事の承認を受けて、知事が指定する期間、引き続き当該宿舍を使用することができる。

(1) 職員でなくなったとき。

(2)~(5) 略

2~4 略

第2条 鳥取県宿舍管理規則の一部を次のように改正する。

様式第1号中「一般公舎入居申込書」を「宿舍入居申込書」に、「一般公舎」を「宿舍」に改める。

様式第2号中「(第6条、第7条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県宿舍管理規則(以下「旧規則」という。)第2条第2号に規定する宿舍(以下「旧宿舍」という。)に入居している者に係る改正後の鳥取県宿舍管理規則(以下「新規則」という。)第2条第2号に規定する宿舍(その者が入居していた旧宿舍と同一の建物であるものに限る。以下「同一宿舍」という。)の入居資格は、新規則第5条の規定にかかわらず、その者がこの規則の施行の日から引き続き同一宿舍に入居している間に限り、その者の旧宿舍への入居に係る旧規則第5条に掲げる入居資格とする。

3 この規則の施行前にされた旧規則第6条第1項又は第7条第2項の規定による入居の申込みで、この規則の施行の際現に当該申込みに対する知事の入居者の決定がされていないものは、新規則第6条第1項の規定による申込みとみなす。

(鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正)

4 鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。

様式第15号その3中「事務所、公舎等」を「事務所等」に改める。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第12号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和39年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表(第3条関係) (1) 略 (2) 事務吏員をもって充てる職 事務長・寮長・副出納長・税務専門員・事務次長 ・税務主幹・専門員・ <u>広報企画員</u> ・査察指導員・身 体障害者福祉司・知的障害者福祉司・児童福祉司・ 主事・社会福祉主事・精神福祉主事・心理療法士・ 心理判定員・児童自立支援専門員・児童指導員・生 活指導員・児童生活支援員・保育士長・保育士・プ ログラム・守衛長・副守衛長・用務主任・守衛・現 業主事・用務員・寮母・寮父・医療計算士 (3) 技術吏員をもって充てる職 院長(病院の院長に限る。)・所長(保健所の所 長に限る。)・ <u>センター長</u> ・専門研究員・研究技監 ・医長・副医長・技幹・総看護師長・看護師長・隊 長・副隊長・分場長・科長・試験地長・特別研究員	別表(第3条関係) (1) 略 (2) 事務吏員をもって充てる職 事務長・寮長・副出納長・税務専門員・事務次長 ・税務主幹・専門員・査察指導員・身体障害者福祉 司・知的障害者福祉司・児童福祉司・主事・社会福 祉主事・精神福祉主事・心理療法士・心理判定員・ 児童自立支援専門員・児童指導員・生活指導員・児 童生活支援員・保育士長・保育士・プログラマ・守 衛長・副守衛長・用務主任・守衛・現業主事・用務 員・寮母・寮父・医療計算士 (3) 技術吏員をもって充てる職 院長(病院の院長に限る。)・所長(保健所の所 長に限る。)・専門研究員・研究技監・医長・副医 長・技幹・総看護師長・看護師長・隊長・副隊長・ 分場長・科長・試験地長・特別研究員・農業専門技

・農業専門技術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・助教授・地区主任林業改良指導員・船長・機関長・漁ろう長・機械技師・電気技師・無線技師・電話技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護師・准看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・言語聴覚士・食品衛生監視員・家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓練指導員・農林技師・改良普及員・造園技師・地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・森林害虫防除員・水産技師・水産業改良普及員・魚類防疫員・機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築技師・車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・交換手・技工・工業技手・畜産技手・道路技術員・ボイラ技士・機械技手・調理師・調理員・農業技手・林業技手・医療助手・検査助手

術員・生活改良専門技術員・林業専門技術員・水産業専門技術員・地区主任林業改良指導員・船長・機関長・漁ろう長・機械技師・電気技師・無線技師・電話技師・教官・研究員・衛生技師・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・理療師・看護師・准看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・言語聴覚士・食品衛生監視員・家庭用品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病予防員・栄養指導員・隊員・商工技師・職業訓練指導員・農林技師・改良普及員・造園技師・地方種畜検査委員・家畜防疫員・林業改良指導員・森林害虫防除員・水産技師・水産業改良普及員・魚類防疫員・機関士・航海士・通信士・船員・土木技師・建築技師・車庫長・車庫主任・自動車整備士・運転士・交換手・技工・工業技手・畜産技手・道路技術員・ボイラ技士・機械技手・調理師・調理員・農業技手・林業技手・医療助手・検査助手

#### 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。